四国中央市子育て応援キャラクターデザインの利用に関する要綱

平成26年1月14日
告示第５号

（趣旨）

第１条　この告示は、四国中央市子育て応援キャラクター「ほっこりん」のデザイン（以下「キャラクターデザイン」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（キャラクターデザインに関する権利）

第２条　キャラクターデザインに関する一切の権利は、市に属する。

（利用の申請）

第３条　キャラクターデザインを利用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、子育て応援キャラクターデザイン利用承認申請書(様式第１号)に次に掲げる書類を添えて、又は市長が別に指定する専用入力フォームからインターネットを利用し、次に掲げる書類の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 会社概要等申請者の事業内容が把握できる資料

(2) キャラクターデザインの利用状況が把握できる完成見本等

(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　前項の規定による申請に要する費用は、申請者の負担とする。

（利用の承認）

第４条　市長は、前条第１項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が子育て支援又は児童の健全育成に寄与すると認めるときは必要な条件を付して利用の承認（以下「利用承認」という。）をし、不適当と認めるときは利用承認をしないものとする。

２　市長は、前項の規定により利用承認をしたときは子育て応援キャラクターデザイン利用承認通知書（様式第２号）により、利用承認をしなかったときは子育て応援キャラクターデザイン利用不承認通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（利用承認の制限）

第５条　市長は、キャラクターデザインの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用承認をしないものとする。

(1) 法令に反するものと認められる場合

(2) 公序良俗に反するものと認められる場合

(3) 市の信用又は品位を害するものと認められる場合

(4) 第三者の利益を害するものと認められる場合

(5) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業を行う者が利用し、又は商品等を販売する場合

(7) キャラクターデザインの利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合

(8) キャラクターデザインのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
(9) キャラクターデザインの変形その他のキャラクターデザインの利用が不適当と認められる場合
(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める場合

(利用承認内容の変更)

第６条　第４条第２項の規定により利用承認の決定の通知を受けたもの（以下「利用者」という。）は、当該利用承認を受けた内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ子育て応援キャラクターデザイン利用承認内容変更申請書（様式第４号）に次に掲げる書類を添えて、又は市長が別に指定する専用入力フォームからインターネットを利用し、次に掲げる書類の内容を記録した電磁的記録を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。
(1) 変更する内容が分かる見本等
(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、これを承認し、子育て応援キャラクターデザイン利用変更承認通知書（様式第５号）により利用者に通知するものとする。

(利用承認の期間)

第７条　キャラクターデザインの利用承認の期間は、２年とする。

(利用料)

第８条　キャラクターデザインの利用料は、無料とする。

(利用物件の提出)

第９条　利用者は、当該利用に係る物件の完成品を提出しなければならない。ただし、提出が困難である場合は、写真等に代えることができる。

(利用上の遵守事項)

第 10 条　利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
(1) 承認された利用内容以外の用途に使用しないこと。
(2) 利用承認を受けた権利を他の者に譲渡し、又は転貸しないこと。
(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(利用承認の取消し等)

第 11 条　市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用承認（第６条第２項に規定する利用承認内容の変更に係る承認があったときは、当該変更後のもの。以下同じ。）を取り消し、利用物件等の回収等の措置を請求することができる。
(1) この告示の規定に違反した場合
(2) 第４条第１項の条件に違反した場合
(3) 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合
(4) 第５条各号のいずれかに該当した場合
(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めた場合

２　市長は、前項の規定による利用承認の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

（報告等）

第12条　市長は、利用者に対し、必要に応じキャラクターデザインの利用状況等について報告させ、又は調査することができる。

（損失補償等の責任）

第13条　市長は、利用承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

（その他）

第14条　この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現にキャラクターデザインを利用しているものは、この告示の施行の日から平成26年3月31日までの間は、利用承認を受けないでキャラクターデザインを利用することができる。そのものが当該期間内に第3条第1項の規定による申請をした場合において、当該申請に対し第4条第2項の規定による通知があるまでの間も、また、同様とする。

附　則（令和3年9月29日告示第156号）

（施行期日）

1　この告示は、令和3年10月1日から施行する。

（様式に関する経過措置）

2　この告示の施行の際、現にあるこの告示による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3　この告示の施行の際、旧様式で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則（令和8年7月1日告示第176号）

（施行期日）

1　この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の四国中央市子育て応援キャラクターデザインの利用に関する要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請する四国中央市子育て応援キャラクターデザインの利用について適用し、同日前に申請した四国中央市子育て応援キャラクターデザインの利用については、なお従前の例による。

3　この告示の施行の日の前日までに交付し、又は提出された改正前の様式第2号、様式第4号及び様式第5号に規定する書類は、この告示による改正後の様式第2号、様式第4号及び様式第5号に規定する書類とみなす。

様式第１号（第３条関係）

子育て応援キャラクターデザイン利用承認申請書

年　　月　　日

四国中央市長　　様

住　　所
商号又は名称
代表者職
代表者氏名

四国中央市子育て応援キャラクターデザイン「ほっこりん」を利用したいので、四国中央市子育て応援キャラクターデザインの利用に関する要綱第３条第１項の規定により、次のとおり申請します。

名　　称	（※商品名への「ほっこりん」の利用はできません。）		
申請する商品等の種類		合計点数　（色違い・サイズ違いも１点として数えてください。）	点
具体的な内容	（数量・サイズ・製造予定数・販売価格・販売場所・販売先等を詳しく記載してください。）		
利用期間	年　月　日から　年　月　日まで		
キャラクター名の記載場所			
連絡先	担当者氏名： 電話番号：　　FAX： E-MAIL：		

備考　次に掲げる書類を添付してください。

(1) 利用する物件（商品）の見本（見本が添付できない場合、写真や印刷原稿等）

(2) 企業、団体等の概要書（パンフ等）　個人の場合はプロフィール

(3) その他市長が必要と認める書類

様式第２号（第４条関係）

子育て応援キャラクターデザイン利用承認通知書

承認第　　号
年　　月　　日

様

四国中央市長　　印

　年　月　日付けで申請のあった四国中央市子育て応援キャラクターデザイン「ほっこりん」の利用を承認したので、四国中央市子育て応援キャラクターデザインの利用に関する要綱第４条第２項の規定により通知します。
　なお、利用に当たっては、下記の条件を遵守してください。

記

様式第３号（第４条関係）

子育て応援キャラクターデザイン利用不承認通知書

年　　月　　日

様

四国中央市長　　印

　　年　月　日付けで申請のあった四国中央市子育て応援キャラクターデザイン「ほっこりん」の利用については、下記の理由により承認しないこととしましたので、四国中央市子育て応援キャラクターデザインの利用に関する要綱第４条第２項の規定により通知します。

記

不承認の理由

様式第４号（第６条関係）

子育て応援キャラクターデザイン利用承認内容変更申請書

年　　月　　日

四国中央市長　　様

住　　所
商号又は名称
代表者職
代表者氏名

年　月　日付け承認第　号で承認を受けた四国中央市子育て応援キャラクターデザイン「ほっこりん」の利用について、次のとおり内容を変更したいので、四国中央市子育て応援キャラクターデザインの利用に関する要綱第６条第１項の規定により申請します。

変更しようとする事項	前回の承認を受けている申請内容	変更しようとする内容（変更がある部分を詳しく記載してください。）

備考　次に掲げる書類を添付してください。

(1) 変更する内容がわかる見本

(2) その他市長が必要と認める書類

様式第５号（第６条関係）

子育て応援キャラクターデザイン利用変更承認通知書

年　　月　　日

様

四国中央市長　　印

　年　月　日付けで変更申請のあった四国中央市子育て応援キャラクターデザイン「ほっこりん」の利用について、変更を承認したので、四国中央市子育て応援キャラクターデザインの利用に関する要綱第６条第２項の規定により通知します。

　なお、利用に当たっては、下記の条件を遵守してください。

記